二　当該建築物の計画（第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（前号に掲げる審査に該当するものを除く。）

第十八条第五項中「第三項に規定する」を削り、同条第二十四項中「から第三号までの」を「若しくは第二号に掲げる」に改める。

第二十条第一項中「それぞれ」を削り、同項第二号中「第六条第一項第二号に掲げる」を「木造の」に、「高さが十三メートル又は軒の高さが九メートル」を「地階を除く階数が四以上であるもの又は高さが十六メートル」に、「同項第三号に掲げる」を「木造以外の」に改め、同項第三号中「のうち、第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く」を「（前号に掲げる建築物を除く。）のうち、第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（木造の建築物にあつては、地階を除く階数が三以上であるもの又は延べ面積が三百平方メートルを超えるものに限る」に改める。

第二十一条第一項中「主要構造部を」を「特定主要構造部を」に、「主要構造部に」を「特定主要構造部に」に改め、同条第二項中「次の各号のいずれかに適合する」を「その壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備を通常の火災時における火熱が当該建築物の周囲に防火上有害な影響を及ぼすことを防止するためにこれらに必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

３　前二項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第二十三条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第二十六条中「各区画の」を「各区画における」に改め、同条に次の一項を加える。

２　防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて他の部分と有効に区画されている部分（以下この項において「特定部分」という。）を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該特定部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に第二条第九号の二ロに規定する防火設備を有するものに係る前項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなし、かつ、当該特定部分を同項第一号に該当する建築物とみなす。

一　当該特定部分の特定主要構造部が耐火構造であるもの又は第二条第九号の二イ(2)に規定する性能と同等の性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの

二　当該特定部分の主要構造部が準耐火構造であるもの又はこれと同等の準耐火性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの（前号に該当するものを除く。）

第二十七条第一項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条に次の一項を加える。

４　前三項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第四十一条中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条ただし書中「及び第三号の建築物」を「に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる建築物（木造以外の建築物に限る。）」に改める。

第五十二条第十四項第三号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第六十一条に次の一項を加える。

２　前項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第六十八条の九第一項中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。

第八十六条の七第一項中「第二十六条、第二十七条」を「第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条から第二十七条まで」に、「同条各号」を「同条第一号及び第二号」に改め、「のうち政令で定めるもの」を削り、「第三十四条第二項」の下に「、第三十五条（同条の階段、出入口その他の避難施設及び排煙設備に関する技術的基準」という。）並びに第三十五条の敷地内の避難上及び消火上必要な通路に関する技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十六条（同条の防火壁及び防火区画の設置及び構造に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（次項において「防火壁等に関する技術的基準」という。）に係る部分に限る。）、第四十三条第一項、第四十四条第一項」を、「第六十一条」の下に「、第六十二条」を加え、同条第二項中「により第二十条又は」を「により第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第二十七条、」に、「同条の技術的基準のうち政令で定めるもの」を「階段等に関する技術的基準」に、「以下この項及び第八十七条第四項において同じ。）」を「）、第三十六条（防火壁等に関する技術的基準（政令で定める防火区画に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）又は第六十一条」に、「第二十条又は第三十五条に」を「これらの規定に」に改め、同条第三項中「同条各号」を「同条第三号」に改め、「第三十四条第一項」の下に「、第三十五条（同条の廊下並びに非常用の照明装置及び進入口に関する技術的基準のうち政令で定めるもの（第八十七条第四項において「廊下等に関する技術的基準」という。）に係る部分に限る。）、第三十五条の二」を加え、「又は第三十六条」を「、第三十六条」に改め、「除く。）」の下に「又は第三十七条」を加える。

第八十七条第四項中「（第三十五条」を「（第二十七条又は第三十五条（階段等に関する技術的基準に係る部分に限る。）」に、「第三十五条の三又は第三十六条（」を「第三十五条（廊下等に関する技術的基準に係る部分に限る。）、第三十五条の二、第三十五条の三又は第三十六条（」に改め、「により」の下に「第二十七条、」を加え、「、第三十五条の三又は第三十六条の」を「（階段等に関する技術的基準及び廊下等に関する技術的基準に係る部分に限る。）又は第三十五条の二から第三十六条までの」に改める。

第八十七条の四中「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。

第八十八条第一項中「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「第八十六条の七第一項の政令で定める」を「同条第一号及び第二号に掲げる」に、「及び第三十六条」を「、第三十六条」に改め、「（昇降機に係る部分に限る。）」の下に「及び第三十七条」を加え、「それぞれ」を削り、同条第二項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

第九十条の二第一項中「から第三号までの」を「又は第二号に掲げる」に改める。

第九十三条第二項中「同項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。